

(重要)

消費生活協同組合運営の手引き別冊

# いんがいりようへん 員外利用編

令和 6 年 1 月発行(令和 7 年3月改訂)

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| I 員外利用について                  | 1 |
| II 員外利用の許可申請について            | 1 |
| III 許可後の留意事項について            | 1 |
| IV 行政庁の許可を得て利用させることができる場合   | 2 |
| V 行政庁の許可を得なくても利用させることができる場合 | 4 |
| VI 員外利用の利用分量割合の把握           | 7 |



## I 員外利用について

法第12条第3項では、生協が組合員以外の者にその事業を利用させることを原則禁止しています。生協は、組合員への奉仕を最大の目的(法第9条)としているため、組合員以外の者に対して奉仕することは、組合員の利益を損なうことにつながるからです。

ただし、法第12条第4項により、中小小売商の事業活動への影響等を考慮した上で、行政庁の許可を得た場合には、員外利用させることができます。

例えば、生協や店舗の地元自治体、商店会、自治会等が主催するまつり等に参加する場合、員外利用の許可を取得すれば、ブースやテント等で生協の物品を販売することができます。(許可を得ずに生協の物品を組合員以外の者に販売すると、法違反となる場合がありますので注意してください。)

員外利用の許可申請を計画している場合には、早めに消費生活課指導グループ生協担当まで御相談ください。

なお、生協の店舗での員外利用は認められません。生協や店舗のホームページ、SNS等での「お試し購入が可能」や「組合員以外の方も購入(利用)可能」などの記載は、禁止されている店舗での員外利用を誘因する不適切なものとなります。このような記載は、速やかに削除してください。

利用する方には、組合員証の提示を求めたり、店頭等の適当な場所に組合員のみが利用できる旨及び組合への加入方法を周知する掲示を行うこと等により、員外利用の防止に努めることが大切です。

## II 員外利用の許可申請について

員外利用の許可は、次のIVの各号により包括的に許可をします。

そのため、員外利用の許可申請も同様にIVの各号により包括的に申請を行ってください。

許可申請書に添付する「1 事業の種類」について、例えば、5号で申請する場合には、「組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施するための事業」と記載してください。

一方で、「4 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度」については、員外利用の利用分量割合(以下「利用分量割合」という。)に留意し、利用分量割合内に収まる詳細な数値的根拠も併せて明記してください。

なお、利用分量割合を超える想定での許可申請にあっては、許可はできませんので、御注意ください。

また、「5 その他参考となる書類」は、組合が員外利用の許可を行うに当たり、理事会へ報告した際の議事録謄本等を添付してください。

### III 許可後の留意事項について

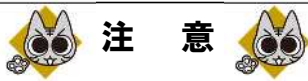
員外利用に係る事業（以下「事業」という。）を企画若しくは参加しようとする場合には、その事業が許可を受けた事業の種類に合致していることを理事会で確認し、その旨を議事録に記載してください。

また、事業を実施する際には、定められた利用分量割合を超えることがないように注意してください。

事業を実施した場合には、県が行う指導検査等において、議事録や利用分量割合やその把握方法等について、確認することとしています。

なお、許可を受けた事業の種類以外での事業を行うことはできません。

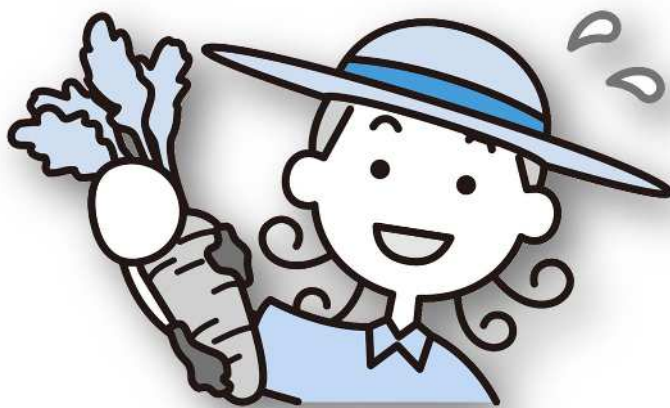
### IV 行政庁の許可を得て利用させることができる場合



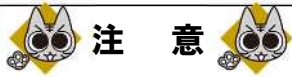
【〇〇／100】は、員外利用の利用分量割合で、これを超えることはできません。

- 1 離島その他交通不便の地域において生活に必要な物品の円滑な供給に支障が生じている場合に当該物品を供給する場合（法第12条第4項第2号）【20/100】
- 2 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号イ）【20/100】
- 3 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問したのに対し物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号ロ）【20/100】
- 4 他の組合に物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号ハ）【20/100】
- 5 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合（法施行規則第11条第1号ニ）【20/100】
- 6 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号ホ）【20/100】

- 7 組合が注文に応じて物品を自宅その他の場所に配送する方法により事業を利用することを希望する者に対し、1月以内の期間を定めて、試行的に当該物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号へ）【20/100】
- 8 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する地域住民等により構成された地域の課題の解決を図る取組を行う組織が、貧困その他の事由により生活を営む上で困難を有する者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該組織に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合（法施行規則第11条第1号ト）【20/100】
- 9 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者（訪問を予定している者を含む。）に対し当該施設を利用させる場合（法施行規則第11条第2号イ）【20/100】
- 10 離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合（当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）（法施行規則第11条第2号ロ）【20/100】
- 11 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂を利用させる事業 当該納骨堂を利用させる場合（法施行規則第11条第3号）【100/100】



## V 行政庁の許可を得なくても利用させることができる場合



【〇〇／100】は、員外利用の利用分量割合で、これを超えることはできません。

- 1 組合がその組合員との間に自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 5 条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約を締結している場合において、その組合員が組合を脱退した場合その他組合員以外の者との間で責任共済の契約を継続することにつき正当な理由があると※<sup>1</sup>厚生労働省令で定める場合（法第 12 条第 3 項第 1 号）【無制限】

※1…厚生労働省令で定める事業

（員外利用の正当な理由）

第六条 法第十二条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約（以下「責任共済契約」という。）を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。

- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に相続された場合
- 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
- 三 責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
- 四 法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により組合員が脱退した場合
- 五 法第五十条の二第一項の規定により責任共済等（法第二十六条の三第二項に規定する責任共済等をいう。以下同じ。）の事業（この事業に附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部が譲渡された場合又は法第五十条の二第二項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して他の組合に移転された場合

- 2 災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品が不足する地域で当該物品を供給する場合（法第 12 条第 3 項第 2 号）【無制限】
- 3 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合（法第 12 条第 3 項第 3 号）【無制限】

4 特定の物品を供給する事業であって、組合員以外の者にその事業を利用させることについて正当な理由があるものとして※<sup>2</sup>厚生労働省令で定める事業を利用させる場合（法第12条第3項第4号、法施行規則第7条）【無制限】

※2…厚生労働省令で定める事業

消費生活協同組合法施行規則

（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）

（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業）

第七条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を供給する事業
- 二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこを供給する事業
- 三 水道水を供給する事業
- 四 ガス又は電気を供給する事業であって※<sup>2-1</sup>厚生労働大臣が定めるもの

※2-1…厚生労働省令で定めるもの

消費生活協同組合法施行規則（令和六年厚生労働省告示第七十四号）

（組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業）

第一条の二 消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第七条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるものは、次の掲げる事業（第二号及び第三号に掲げる事業にあつては、行政庁が地域の実情を勘案して、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が当該事業を行うことが適当であると認めたものに限る。）とする。

- 一 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業
- 二 前号に掲げるもの以外のガスを供給する事業
- 三 電気を供給する事業



5 組合が所有する体育施設その他の施設であって、組合員の利用に支障のない範囲内で一般公衆の利用に供することが適当である施設として※<sup>3</sup> 厚生労働省令で定める施設に該当するものを利用させる場合（法第12条第3項第5号、法施行規則第8条） 【無制限】

※3…厚生労働省令で定める施設

（組合員以外の者に利用させることのできる施設）

第八条 法第十二条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 体育施設
- 二 教養文化施設

6 組合員に対する医療に関する事業（法第12条第4項）【100/100】

7 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの（法第12条第4項）【100/100】

8 職域による組合が、当該職域に係るものであって※<sup>4</sup> 厚生労働省令で定めるものに第10条第1項第1号の事業を利用させる場合（法第12条第4項第1号、法施行規則第10条）【20/100】

※4…厚生労働省令で定めるもの

（職域による組合が法第十条第一項第一号の事業を利用させることのできる組合員以外の者）

第十条 法第十二条第四項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の職域の母体となる法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）とする。





## VI 員外利用の利用分量割合の把握

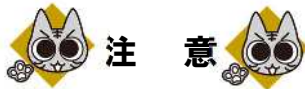
員外利用が認められ、利用分量割合が定められている事業にあつては、その割合を超えて利用させることはできません。

常に利用分量割合を把握し、適切な員外利用に努めてください。

利用分量割合の算出は、原則として、次によります。（法第12条第4項ただし書）

（一事業年度における組合員以外の者の第十条第一項各号の事業ごとの利用分量の総額）／（当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業ごとの利用分量の総額）に対する割合

ただし、医療事業及び福祉事業で員外利用の正確な金額の把握が困難な場合の例外として、総額を人数割りする方法も認められています。



● 利用分量割合が「100／100」となっている事業にあつては、無制限に員外利用を認めているものではありません。

「100／100」の場合の員外利用分量の上限は、「組合員の利用分量の総額」となりますので、誤解のないよう注意してください。







消費生活協同組合運営の手引き  
別冊「員外利用編」  
令和7年3月 改訂  
神奈川県くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課 発行